

設計図書等に対する質問回答（令和7年1月7日公告分）

件 名		東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却
1	質問	発電側課金については、毎月の電力量料金との相殺ということで間違いないでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
2	質問	発電側課金の相殺については、4月分については実施せず、5月分で4月分を相殺し、最終契約月（3月分）については発電側課金分のみ貴施設にご請求差し上げる形での精算となるのでしょうか。
	回答	関西電力送配電㈱はバイオマス比率の報告を翌月第1営業日までに報告できれば当月請求、第5営業日までに報告すれば翌月請求になります。当市で3月は第1営業日にバイオマス比率を確認する予定としているため、最終契約月（3月分）は3月分と相殺を行います。なお、最終月は2月の発電側課金の相殺状況により3月分のみ、または2月・3月の発電側課金となります。
3	質問	毎月のバイオマス比率の通知についてはいつ頃いただけますでしょうか。
	回答	今年度までの受注者に報告はしていません。必要であれば、落札後に別途ご相談ください。
4	質問	電力量料金のご請求が締め後、翌月末までとなっておりますが現在の実際のご請求スケジュール、フローについてご教示いただけますでしょうか。
	回答	スケジュールは次のとおりです。 1.【市】 翌月第5営業日までにバイオマス比率を関西電力送配電㈱に報告 2.【買受者】 翌月中旬までに仕訳、計測値(CSV)、請求書自社形式で報告 3.【市】 データ確認。整合取れば市側が請求書もしくは納付書作成 4.【買受者】 翌々月10日までに受注者が納付
5	質問	契約書内に発電側課金の代理回収、支払に関する系統連系受電契約等の条項がありませんでしたので条項の追記、または別途覚書による対応は可能でしょうか。
	回答	別途覚書は可能ですが、契約書(案)第3条及び第14条をご確認ください。
6	質問	契約書内に記載のある契約期間の変更が発生するケースについてご教示ください（過去の事例、変更は延長になるのか短縮されるのか等）。
	回答	別途計画中の地産地消事業の公募状況、実務状況に伴い令和8年7月31日の±1カ月程度と予定しています。
7	質問	入札書及び封筒の日付は開札日の日付を記載するという認識でよろしいでしょうか。
	回答	入札書に記載する日付は入札日前日までの日付を記載してください。封筒は開札日で結構です。
8	質問	入札の際に同封する書類は【入札書・内訳書・入札参加資格通知書の写し】という認識でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
9	質問	契約保証金は銀行保証書でも可能でしょうか。仮に可能な場合は発行に2週間お時間いただくことは可能でしょうか。
	回答	銀行の押印、落札した案件名や保証限度額等の記載があるものであれば可能です。ただし、契約日は保証の開始日となるため、可能な限り10日以内にお手続きをお願いします。
10	質問	契約期間は地産地消事業の進捗状況によると記載がありますが、地産地消事業を契約期間中に始めることがあり、別の入札で契約先が決まっているという認識でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりですが、契約先は未定です。
11	質問	容量市場確保金は落札者に帰属されますでしょうか。
	回答	高砂市で容量市場には別途参加しております。
12	質問	発電側課金は貴庁の負担という認識でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
13	質問	契約書第24条窓口は運用申合書でも可能でしょうか。
	回答	契約書（案）の記載内容と齟齬がなければ、協議により締結可とします。
以下、質問はありません。		